

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

えびの市の人口は、昭和 60 年の 28,034 人を 1 つの頂点として減少が続いている。令和 5 年 4 月末の住民基本台帳人口は 17,819 人となっており、人口構造を見ても老年人口が多く若年人口が少ない逆ピラミッド型ともいえるべき構造となっている。また、えびの市では転出者の増加に伴う人口の社会減が進展しており、とりわけ進学・就職を機とした市外への転出が多いのが現状である。このような状況を踏まえ、今後も地域の自立と活性化を目指す上では、えびの市の活力となる産業の振興および雇用の安定化がより重要性を増していくものと考えられる。

えびの市の産業構造については、99%が中小企業である。事業所数別に見るとサービス業が全体の半数以上を占め、次に卸売・小売業が高く建設業・製造業と続く。特に製造業の事業所数は平成 4 年以降 50 社を切っており、現在はピーク時の約 6 割となっている。また、従業員数については増減があるものの概ね横ばい傾向にあることから、雇用規模の大きい比較的少数の企業によって支えられていることが分かる。

えびの市内の中小企業では、少子高齢化が進展し生産年齢人口が減少するなか、深刻な「人手不足」に直面しており、人材の確保・定着や労働生産性の向上を図ることが経営上の大きな課題となっている。

一方、全国的な傾向として、平成 21 年以降は大企業と中小企業の従業員 1 人あたりの付加価値の格差が広がっていると同時に、製造業をはじめ多くの業種において中小企業の労働生産性の水準は大企業より低い状況にある。

こうした状況に鑑み、市内中小企業者における、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化に繋げていくことが必要である。

(2) 目標

人口減少と少子高齢化の急速な進行や、事業所数の減少が続く状況のなか、えびの市の中小企業では従業員の確保難や設備投資の不足・老朽化が経営上の課題として挙げられていることから、設備の更新により労働生産性の向上を図り、生産能力の増強、販路拡大などを通じ、経営の改善と雇用の確保に繋げることが必要である。

このため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことにより、設備の更新による生産性の向上が雇用の拡大に繋がる好循環を実現し、中小企業の活力ある成長発展とえびの市経済の活性化を目指すものである。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計

画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年平均3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

えびの市内の中小企業者による幅広い取り組みを促す観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

えびの市内全域において中小企業者が事業を営んでいることから、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取り組みを促すため、本計画の対象区域はえびの市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

えびの市内の中小企業者は、業種を問わず労働生産性の向上に苦慮しており、各業種で広く生産性向上を実現する必要がある。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画において対象とする業種・事業は全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和5年7月27日から令和7年7月26日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象外とし、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

- (2) 公序良俗に反する取り組みを行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については先端設備等導入計画の認定の対象外とし、地域経済の健全な発展に配慮する。

- (3) 市税を納付している者との公平性を確保するため、市税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象外とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。